

ボランティア休暇規定

(目的)

第1条 この規定は、従業員がボランティア活動を行うために取得する休暇の取扱い等に関し、必要な事項を定めたものである。

(対象者)

第2条 勤続3カ月以上の就業規則に規定するすべての従業員に適用する。

(定義)

第3条 ボランティア活動とは、その活動によって、ともに支え合い、交流し、公共の福祉の推進に資する活動であって、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 環境保全のための活動
- ② 青少年の指導、育成、文化・スポーツの振興のための活動
- ③ 災害救助、地域社会振興、高齢者・障害者サポート等の活動
- ④ その他、会社が認める活動

(休日の日数)

第4条 ボランティア休暇の日数は、1年間につき5日を限度とする。なお、この1年間とは、毎年1月1日から12月31日までの期間とする。

(2) 未使用のボランティア休暇は次年度へ繰越すことはできない。

(賃金の取扱い)

第5条 ボランティア休暇を取得した日については、無給とする。ただし、本人の申請によりリハビリ休暇分の有給を利用して一部または全部の期間を有給とすることができる。

(休暇の手続き)

第6条 ボランティア休暇を取得しようとするものは、その取得の日より2週間前までに申請をする必要がある。また、会社はその返事を3日以内にするものとする。

(活動の報告)

第7条 ボランティア活動について、報告を提出する。

附則

1. この規程は2019年9月21日から施行する。
2. この規程を改正する場合には、従業員を代表する者の意見を聴いて行なう。

東京都練馬区豊玉上1-15-6 第10秋山ビル1階
株式会社アメディア 代表取締役 望月 優
電話 03 (6915) 8597